

改正後	改正前	摘要
<p><u>(4) 削除</u></p> <p><u>(5) 削除</u></p> <p><u>(4) 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動</u></p>	<p>(4) <u>地域用水機能増進事業</u>による<u>地域用水機能増進活動等での活動</u></p> <p>(5) <u>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金</u>により耕作放棄地再生を行う取組主体を支援する活動</p> <p>(6) <u>農業農村整備事業で造成された施設に関する施設管理団体</u>との管理協定や連携により行われる活動</p>	<p>事業再編等による修正（水利施設管理強化事業に統合）</p> <p>事業再編等による修正（中山間地域等直接支払制度に統合）</p> <p>文言修正（NN事業で造成された施設に限定しないことを明示）</p>
<p>4 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度 (現行どおり)</p>	<p>4 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度 当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とする。</p>	
<p>5 多面的機能の維持増進活動の確認方法 (1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 北海道電子申請サービスによる申告書の提出等</u> <u>(1) 及び(2)による申告書の提出等は、当該各規定の定めに係わらず、北海道電子申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。また、申告等を行う場合は、システムにより提供する様式によるものとする。</u></p>	<p>5 多面的機能の維持増進活動の確認方法 (1) 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動申告書の提出 多面的機能の維持増進活動に参加した企業は、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書（別記1号様式）に該当する活動等を記載し、総合振興局長又は振興局長に提出する。 (2) 確認及び通知 総合振興局長又は振興局長は記載された活動内容が、本取扱に定めた活動であるか、当該活動に対する事業主体等の証明がなされているかを確認し、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書（別記2号様式）を交付する。</p>	<p>電子申請サービス導入による変更</p>
<p>6 総合評価<u>落札</u>方式の地域貢献項目での活用 総合評価<u>落札</u>方式の地域貢献項目で農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の有無を活用する場合には、「北海道における総合評価方式のガイドラインの運用について」（<u>令和5年3月13日付け事調第1171号</u>）様式-6-4「<u>地域の守り手確保調書(1)</u>」に必要事項を記入するか、又は別記2号様式の写し<u>若しくはシステムにより発行される確認書</u>を技術評価項目申請書に添付させることとする。</p>	<p>6 総合評価<u> </u>方式の地域貢献項目での活用 総合評価<u> </u>方式の地域貢献項目で農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の有無を活用する場合には、「北海道における総合評価方式のガイドラインの運用について」（<u>平成24年2月29日付け事調第1173号</u>）様式-4「<u>企業の施工能力等調書</u>」に必要事項を記入するか、又は別記2号様式の写しを技術評価項目申請書に添付させることとする。</p>	<p>文言修正 関係要領の見直しによる修正 電子申請サービス導入による変更</p>
<p>7 その他 (現行どおり)</p>	<p>7 その他 別添、質疑応答及び具体的な活動事例を参考としてください。</p>	

改正後	改正前	摘要						
<p>別記1号様式 (現行どおり)</p>	<p>別記第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業名</p> <p style="text-align: center;">農業農村の有する多面的機能の維持増進活動について次のとおり申告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">実施時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象となった事業等及び具体的活動内容</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記記載のとおり活動をすることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証明者 印</p> </div> <p>注1 原本は申請者が保管し、写しを提出すること 2 様式については、項目内容が満たされていれば、別の様式でも可とする</p>	実施時期		場 所		対象となった事業等及び具体的活動内容		
実施時期								
場 所								
対象となった事業等及び具体的活動内容								
<p>別記2号様式 (現行どおり)</p>	<p>別記2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書</p> <p style="text-align: right;">(番号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">総合振興局(振興局)長</p> <p>年 月 日付で申告があった 年度(〇〇〇〇年度)の活動について、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を実施した者として確認しました。</p> <p style="text-align: right;">(連絡先)</p> </div>							

改正後

改正前

摘要

別記1号様式（電子申請用）
（新設）

別記第1号様式（電子申請用）
（なし）

別記1号様式（電子申請用）

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書

申請日

企業名

農業農村の有する多面的機能の維持増進活動について次のとおり申告します。

実施時期	～
場所	
対象となった事業等及び具体的活動内容	

上記のとおり活動したことを別紙活動証明書にて証明する。

※電子申請時に打ち込んだ内容が反映されています。
※活動証明書（原本）と本紙を一纏に保管し、審査をお待ちください。

別紙 その1（電子申請用）
（新設）

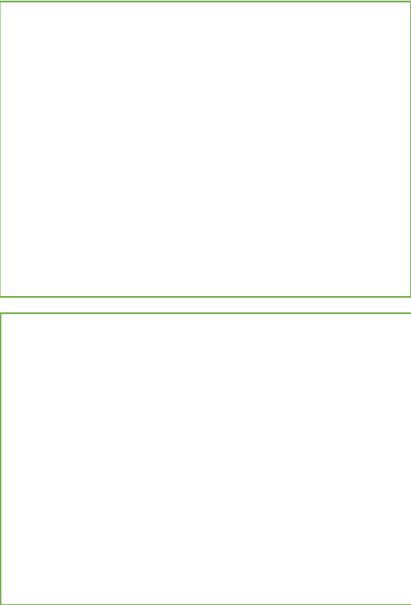
別紙 その1（電子申請用）
（なし）

別紙 その1（電子申請用）

表示された場合、
組織一覧にある団体

その他の団体

活動証明書

改正後	改正前	摘要
<p>別紙 その2 (電子申請用) (新設)</p> <p>別紙 その2 (電子申請用)</p> <p>活動の写真</p>  <p>別記2号様式 (電子申請用) (新設)</p> <p>別記2号様式 (電子申請用)</p> <p>農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書</p> <p>(記号) 第 号 年 (年) 月 日</p> <p>様</p> <p>年 月 日 付で申告のあった 年度 (年度) の活動 について、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を実施した者として確認しま した。</p> <p>[]</p>	<p>別紙 その2 (電子申請用) (なし)</p> <p>別記2号様式 (電子申請用) (なし)</p>	

改正後	改正前	摘要
<p>質疑応答</p> <p>Q 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とはどのようなものですか</p> <p>A 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、農地や用・排水路、農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等様々な役割を維持向上するための活動です。</p> <p>また、農地や農業用施設は、その多くが農業農村整備事業により整備された後、地域に引き継がれ、市町村、土地改良区、農業者等が維持管理にあたっていますが、洪水防止等の国土保全機能や景観形成のアメニティ機能等の多面的機能の維持増進を図るため、下記の事業等を展開し地域の共有財産として地域住民はもとより都市住民等多様な主体が参加して維持保全活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多面的機能支払制度 2 中山間地域等直接支払制度 3 水利施設管理強化事業 4 削除 5 削除 4 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動 <p>Q 2 何故、地域貢献の評価項目を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動としたのですか</p> <p>A 2 道では、農業者はもとより地域住民等の多様な主体の参画を得て共同活動を行う多面的機能支払制度等の事業を地域振興施策として積極的な展開を図っているところであり、こうした事業等に企業が参加して行うボランティア活動や農業用施設に関し防災協定等に基づき行われる活動により、事業等が大きな広がりとなっていくことで、よりよい成果が期待できること、また、地域の状況を熟知した企業が活動に参加することにより円滑な施工が期待できることから、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を地域貢献の項目としました。</p> <p>Q 3 多面的機能支払制度による活動で、地域で水路の補修を行うこととしたが、機械等がないため活動組織が企業から機械をリースして実施したが、この場合多面的機能の維持増進活動として認められるか。</p> <p>A 3 多面的機能の維持増進活動は企業のボランティアを指しており、具体的な活動を行っていることが必要です。このため、地域のために金額を安くする等を行っていただけとしても、リース契約等契約に基づく行為については、今回の活動では認められません。</p> <p>しかしながら、機械はリースしたが、作業において、職員は無償でお手伝いをしたり、現場での安全作業のための指導を行うなど、ボランティア活動が含まれている場合もあります。</p> <p>こうした、主旨で地域と一緒に活動している場合にあっては、活動組織において、証明が得られる内容と考えます。活動組織の証明が得られた場合には申告が可能です。</p>	<p>質疑応答</p> <p>Q 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動とはどのようなものですか</p> <p>A 1 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、農地や用・排水路、農道等の農業用施設の管理を通じて洪水防止、環境や景観の保全等様々な役割を維持向上するための活動です。</p> <p>また、農地や農業用施設は、その多くが農業農村整備事業により整備された後、地域に引き継がれ、市町村、土地改良区、農業者等が維持管理にあたっていますが、洪水防止等の国土保全機能や景観形成のアメニティ機能等の多面的機能の維持増進を図るため、下記の事業等を展開し地域の共有財産として地域住民はもとより都市住民等多様な主体が参加して維持保全活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地・水・環境保全向上対策 2 中山間地域等直接支払制度 3 国営造成施設管理体制整備促進事業 4 地域用水機能増進事業 5 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業 6 農業農村整備事業で造成された施設に関する施設管理団体との管理協定や連携により行われる活動 <p>Q 2 何故、地域貢献の評価項目を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動としたのですか</p> <p>A 2 道では、農業者はもとより地域住民等の多様な主体の参画を得て共同活動を行う農地・水・環境保全向上対策等の事業を地域振興施策として積極的な展開を図っているところであり、こうした事業等に企業が参加して行うボランティア活動や農業用施設に関し防災協定等に基づき行われる活動により、事業等が大きな広がりとなっていくことで、よりよい成果が期待できること、また、地域の状況を熟知した企業が施工することにより円滑な施工が期待できることから、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を地域貢献の項目としました。</p> <p>Q 3 農地・水・環境保全向上活動で、地域で水路の補修を行うこととしたが、機械等がないためリースして実施したが、この場合多面的機能の維持増進活動として認められるか。</p> <p>A 3 多面的機能の維持増進活動は企業のボランティアを指しており、具体的な活動を行っていることが必要です。このため、地域のために金額を安くする等を行っていただけとしても、リース契約等契約に基づく行為については、今回の活動では認められません。</p> <p>しかしながら、機械はリースしたが、作業において、職員は無償でお手伝いをしたり、現場での安全作業のための指導を行うなど、ボランティア活動が含まれている場合もあります。</p> <p>こうした、主旨で地域と一緒に活動している場合にあっては、活動組織において、証明が得られる内容と考えます。活動組織の証明が得られた場合には申告が可能です。</p>	<p>文言修正</p> <p>事業再編等による修正</p> <p>文言修正 (NN事業で造成された施設に限定しないことを明示)</p> <p>事業再編等による修正</p> <p>字句修正 文言修正</p> <p>事業再編等による修正 文言修正</p>

改正後	改正前	摘要
<p>Q 4 土地改良区の用水路が、会社の近くを通過していたため、土地改良区と協議のうえ、水路用地の植栽と清掃を行っているが、こうした活動は認められるか。</p> <p>A 4 多面的機能の維持増進活動は、「取扱」で定められた対象となる事業等において実施された活動としているため、本質問の活動がこうした事業等による活動であれば、多面的機能の維持増進活動として認められます。</p> <p>Q 5 当社では、職員のボランティア活動を推奨しており、N P O 法人が行う活動に複数の職員が参加する形で、土地改良区が管理する施設における植栽活動や草刈り活動を行っている。こうした、活動は認められるか</p> <p>A 5 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等による活動として位置づけられていることが必要です。</p> <p>Q 6 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書の確認を受けようと思いますが、どこに提出すると良いのでしょうか。</p> <p>A 6 「北海道電子申請サービス」による電子申請が可能です。電子申請については下記を参照してください。 https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Fa1300&shinseiEdaban=01 なお、電子申請や紙による申告書の提出などについては、総合振興局（振興局）の調整課（農村振興課）の契約担当へ問い合わせ願います。</p>	<p>Q 4 ____ 改良区の用水路が、会社の近くを通過していたため、____ 改良区と協議のうえ、水路用地の植栽と清掃を行っているが、こうした活動は認められるか。</p> <p>A 4 多面的機能の維持増進活動は、「取扱」で定められた対象となる事業等において実施された活動としているため、本質問の活動がこうした事業等での取組であれば、多面的機能の維持増進活動として認められます。</p> <p>Q 5 当社では、職員のボランティア活動を推奨しており、職員が複数で N P O 法人が行う活動に参加する形で、改良区が管理する施設における植栽活動や草刈り活動を行っている。こうした、活動は認められるか</p> <p>A 5 認められます。ただし、こうした活動が「取扱」で定められた事業等 _____ として位置づけられていることが必要です。</p> <p>Q 6 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書の確認を受けようと思いますが、どこに提出すると良いのでしょうか。</p> <p>A 6 総合振興局及び振興局農村振興課または調整課契約担当窓口に提出してください。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>電子申請サービス導入による変更</p>

改正後	改正前	摘要
<p>【具体的な活動事例】</p> <p>1 認められる活動</p> <p>例1 <u>多面的機能支払制度</u>で、地域住民が参加して行う植栽活動、清掃活動に参加した。農道、水路等の草刈り、簡易な補修改修作業に参加した。</p> <p>例2 (現行どおり)</p> <p>例3 <u>水利施設管理強化事業</u>において用水路等の施設の多面的機能の維持増進を図るため町内会等が行う清掃活動や植栽活動等に参加した。また、<u>土地改良区</u>と協議をし水路等の植栽、草刈り作業を継続して実施することとした。</p> <p><u>例4 削除</u></p> <p><u>例5 削除</u></p> <p><u>例4 農業用水利施設等（道路等を市町村道に認定している場合等、他の法律に基づく施設として管理しているものを除く。）の維持管理団体（市町村、土地改良区等施設管理者）と防災等に関する協定や協議等により幅広く連携している者で、災害の未然防止のために実施した安全パトロールや災害発生後の見回り、倒木等の処理などを行った。</u></p> <p>2 認められない活動</p> <p>例1 (現行どおり)</p> <p>例2 (現行どおり)</p> <p>例3 (現行どおり)</p> <p>例4 (現行どおり)</p>	<p>【具体的な活動事例】</p> <p>1 認められる活動</p> <p>例1 <u>農地・水・環境保全向上対策</u>で、地域住民が参加して行う植栽活動、清掃活動に参加した。農道、水路等の草刈り、簡易な補修改修作業に参加した。</p> <p>例2 中山間地域等直接支払制度による集落協定で計画された活動で行われる植栽、防風林管理のための活動、集落会館周辺の環境整備、水路、農道等の補修改修等の作業に参加した。</p> <p>例3 <u>国営造成施設管理体制整備促進事業</u>において用水路等の施設の多面的機能の維持増進を図るため町内会等が行う清掃活動や植栽活動等に参加した。また、改良区と協議をし水路等の植栽、草刈り作業を継続して実施することとした。</p> <p>例4 地域用水機能増進事業で整備した、環境用水補完のための施設やリクレーション用水補完施設等の管理作業（清掃、草刈り、植栽等）に参加した</p> <p>例5 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により、耕作放棄地再生を行う際に必要となる農地周辺の営農環境の整備（耕作道や施設等の簡易な補修、改修等）を行った。</p> <p>例6 <u>農業農村整備事業で造成された施設を現に農業用施設として（道路等を市町村道に認定している場合等、他の法律に基づく施設として管理しているものを除く。）維持管理を行っている団体（市町村、土地改良区等施設管理者）と防災等に関する協定を締結したり、協議等により幅広く連携している者で、災害の未然防止のために実施した安全パトロールや災害発生後の見回り、倒木等の処理などを行った。</u></p> <p>2 認められない活動</p> <p>例1 企業等が独自で行っている道路等の清掃、草刈り、植栽活動</p> <p>例2 国、道、市町村等との防災協定の締結のみで活動のともなっていないものや市町村道として管理している道路等における活動で農業用施設とはいえないもの。</p> <p>例3 団体等への金品の寄付</p> <p>例4 1回の活動への参加者が複数いないもの</p>	<p>事業再編等による修正</p> <p>事業再編等による修正 文言修正</p> <p>事業再編等による修正 （水利施設管理強化事業に統合）</p> <p>事業再編等による修正 （中山間地域等直接支払制度に統合）</p> <p>文言修正 （NN事業で造成された施設に限定しないことを明示）</p>